

業務報酬基準・工事監理小委員会（第6回）議事要旨

日 時：平成19年12月12日（水）10:00～12:00

場 所：国土交通省合同庁舎2号館2A・2B会議室

出席者：久保小委員長、秋山委員、大宇根委員、大森委員、岡本委員、金箱委員、北委員
平野委員、古阪委員、牧村委員、松村委員、松本委員、峰政委員、村上委員

[議事要旨]

- 前回議事要旨の確認を行った。
- 国土交通省より、小委員会とりまとめ案について、説明があった。
- 委員より、以下の発言があった。

《工事施行段階における設計行為について》

- ・ 工事施工段階で行われる設計行為が未完成の設計図書を補うものではなく、より良い設計を行うために必要な行為と明確に位置づけるべき。
- ・ （上記意見に対し、）全ての設計者が標準的に（高名な建築家のように）工事施工段階の最後までより良い設計を行うための努力を行っているわけではない。この場合、こうした努力を（業務報酬基準の）標準的な業務と位置づけたとしても、実態調査によりその業務量が把握できるわけでもなく、努力している人が少ない報酬に甘んじると言う結果になってしまう。
- ・ 工事施工段階で合理性のある設計行為の例示は設備だけでなく、生産機器とか、材料見本などもある。
- ・ 「未完成の設計図書」という表現は、好ましくなく、「未確定の設計図書」等で統一すべき。
- ・ いずれにせよ、工事施工段階における設計行為についても実態調査で業務量としては把握すべき。
- ・ 概念として、工事施工段階で行うことに合理性がある設計行為はあるが、個別の契約において、契約内容としてより明確化することが紛争事案などでは有効。

《業務量の表示方法について》

- ・ 建築主にとってわかりやすくという点では、人・時で表示し、時間単位でアピールしたほうが報酬の議論を行いやすい。
- ・ 人・日の場合、幅があり、人・時とした方が誤解が少ない。

《業務報酬基準の実態調査について》

- ・ 改正建築基準法による影響はきちんと反映させてほしい。
- ・ 定期的な見直しをきちんと宣言して行い続けてほしい。

《その他》

- ・ 本日の議論を踏まえた、とりまとめの作成については、委員長一任とする。